

第六次秋田県国土利用計画（素案）の面積目標について

令和7年10月
秋田県建設部建設政策課

第六次秋田県国土利用計画の面積目標(案)

秋田県建設部建設政策課

区分	R3	R17	構成比	
			R3	R17
農地	km ²	km ²	%	%
農地	1,463	1,426	12.6	12.3
森林	8,389	8,385	72.1	72.1
原野等	148	148	1.3	1.3
水面・河川・水路	459	469	3.9	4.0
道路	337	353	2.9	3.0
宅地	298	299	2.6	2.6
住宅地	180	180	1.5	1.5
工業用地	18	19	0.2	0.2
その他の宅地	100	100	0.9	0.9
その他	544	557	4.7	4.8
合計	11,638	11,637	100.0	100.0
人口集中地区	84	84		

注(1) 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

(2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区であり、
令和3年の面積は令和2年「国勢調査」による人口集中地区
の面積である。

(3) 合計等の数字は、四捨五入の関係で合わない場合がある。

利用区分別の土地利用の推移と目標 一農地一

秋田県建設部建設政策課

○農地の定義及び面積目標

耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。

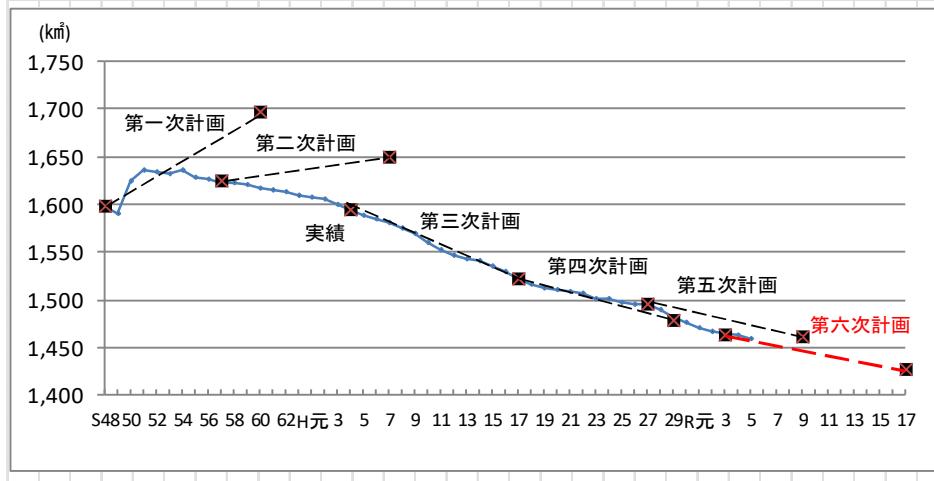
農地の目標面積(案) 単位 : km²

第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	1,495	1,463
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	1,463	1,426

○第六次計画目標値の考え方

農地は、宅地や道路用地など、多用途への転換が進んだことや、基盤整備が行われていない中山間地域を中心として荒廃農地が増加したことなどにより、面積は減少した。人口減少が続く中、今後も同様の状況が続くと見込み、令和17年の目標面積を1426km²とした。

○農地面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



利用区分別の土地利用の推移と目標 一森林一

秋田県建設部建設政策課

○森林の定義及び面積目標

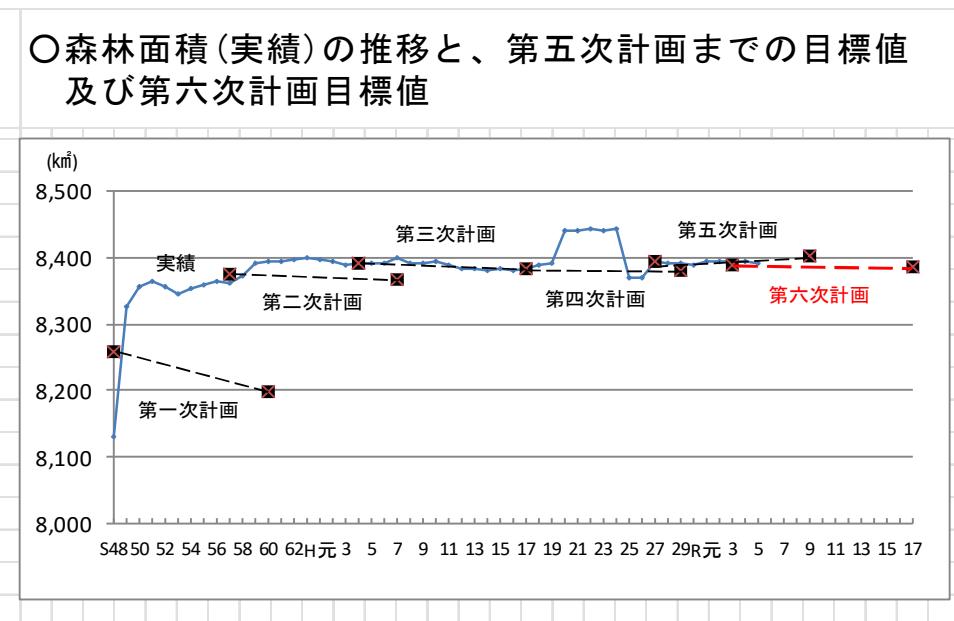
国有林と民有林の合計。なお、林道は含まない。

森林の目標面積(案)	単位 : km ²	
第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	8,393	8,401
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	8,389	8,385

○第六次計画目標値の考え方

森林面積は、県土の保全や水源の涵養に重要な役割を果たすため、整備・保全により一定量を確保していく必要がある。近年、森林面積は横ばいで推移しているが、工場用地等の造成や、ダムの建設による林地の開発が見込まれていることから、令和17年の目標面積は微減の8385km²とした。

◆CLT(直交集成板)を活用した事例(バス停:県庁市役所前)



利用区分別の土地利用の推移と目標 一原野等一

秋田県建設部建設政策課

○原野等の定義及び面積目標

森林以外の草生地等の合計。

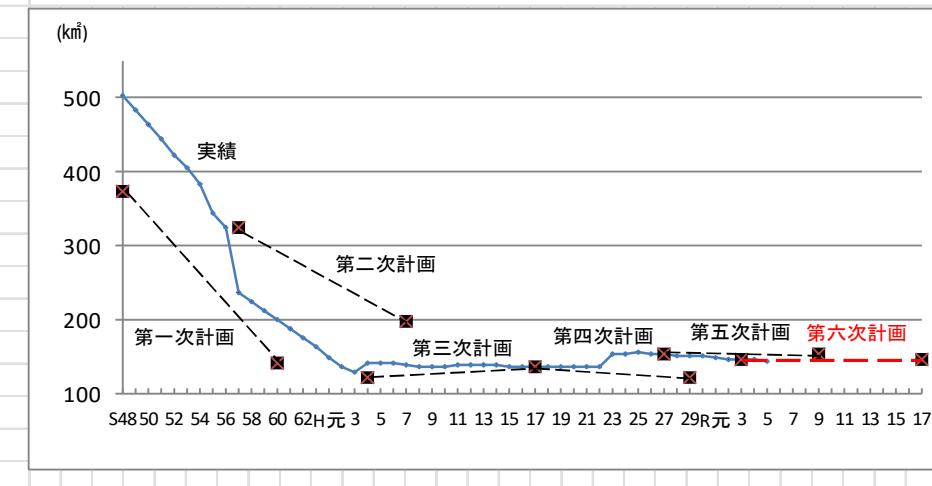
原野等の目標面積(案)			単位 : km ²
第五次計画	平成27年	平成39年(R9)	
	153	153	
第六次計画(案)	令和3年	令和17年	
	148	148	

○第六次計画目標値の考え方

原野等の面積は、平成23年から令和3年にかけて、家畜飼養頭数の減少による草生地の減少や、再造林による林地への転用などにより微減した。

原野を構成する湿原や草地などは生態系保全の上で重要であること、今後開発により大きく減少する見込みが低いことから、令和17年の目標面積は現状維持の148km²とした。

○原野等面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



◆田代岳の湿原



利用区分別の土地利用の推移と目標 一水面・河川・水路一

秋田県建設部建設政策課

○水面・河川・水路の定義及び面積目標

水面：湖沼及びため池の満水時の面積。

河川：一級河川、二級河川、準用河川における河川区域。

水路：農業用用排水路。

水面・河川・水路の目標面積(案)

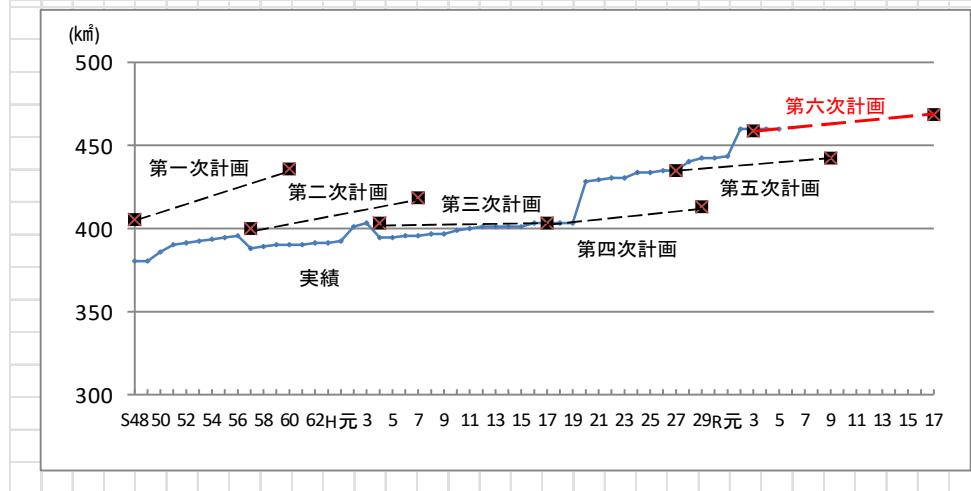
単位：km²

第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	435	442
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	459	469

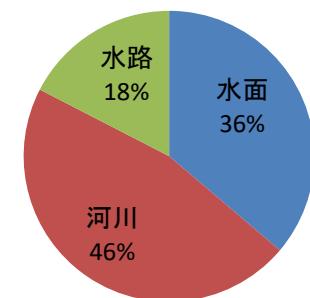
○第六次計画目標値の考え方

水面・河川・水路については、令和14年度に鳥海ダムが完成予定であることや、ほ場整備により水路の拡大が見込まれていることから、令和17年の目標面積を令和3年から微増とし469km²とした。

○水面・河川・水路面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



令和3年における水面・河川・水路面積の内訳



利用区分別の土地利用の推移と目標 一道路一

秋田県建設部建設政策課

○道路の定義及び面積目標

一般道路、農道及び林道の合計。

道路の目標面積(案)	単位 : km ²	
第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	345	354
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	337	353

○第六次計画目標値の考え方

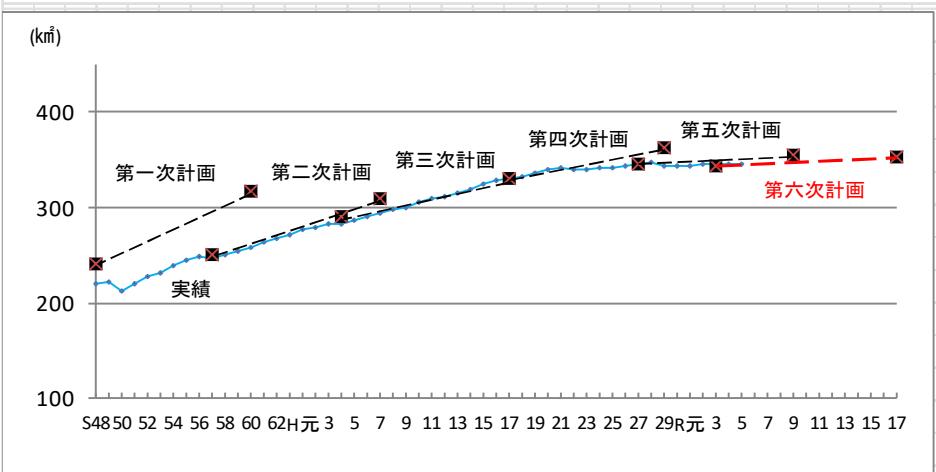
一般道路については、一般国道や高速道路をはじめ、事業計画があることから事業計画分の増加を見込んだ。

農道については、ほ場整備事業の推進により、道路面積が増大することから増加見込みである。

林道については、過去の推移や地域森林計画から増加を見込んだ。

以上のことから、令和17年の目標面積を353km²とする。

○道路面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



利用区分別の土地利用の推移と目標 一住宅地一

秋田県建設部建設政策課

○住宅地の定義及び面積目標

住宅用地。

住宅地の目標面積(案)

単位 : km²

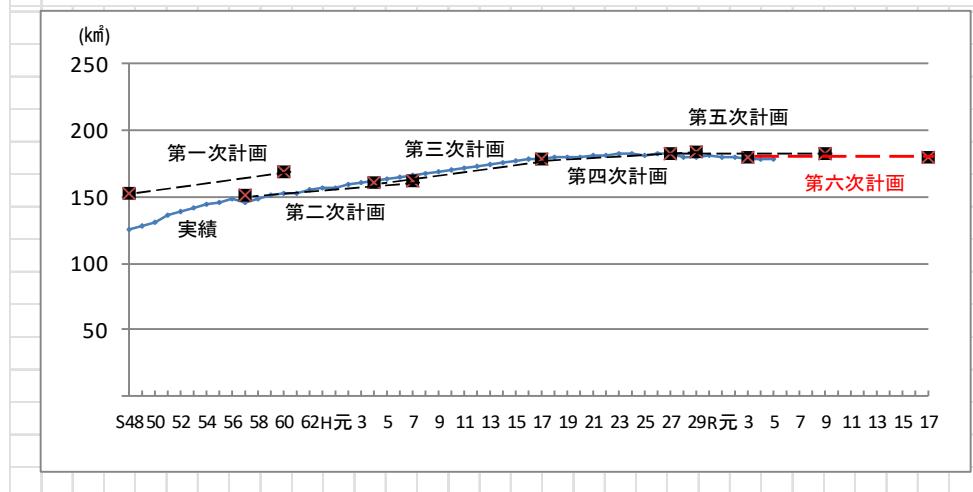
第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	182	182
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	180	180

○第六次計画目標値の考え方

本県の人口は昭和57年以降減少を続けているものの、住宅地面積は増加傾向にあった。平成28年に一度大きく減少したが、それ以降は18,000ha付近を推移している。

近年はコンパクトな都市の形成に向けて、中心部への居住誘導や、低未利用土地および既存住宅ストックの有効活用を進めており、農林業的土地利用および自然的土地利用からの転換を抑制している。以上のことから、住宅地面積の拡大を抑制し、現況（令和3年度）と同程度の180km²を目標値とする。

○住宅地面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



利用区分別の土地利用の推移と目標 一工業用地一

秋田県建設部建設政策課

○工業用地の定義及び面積目標

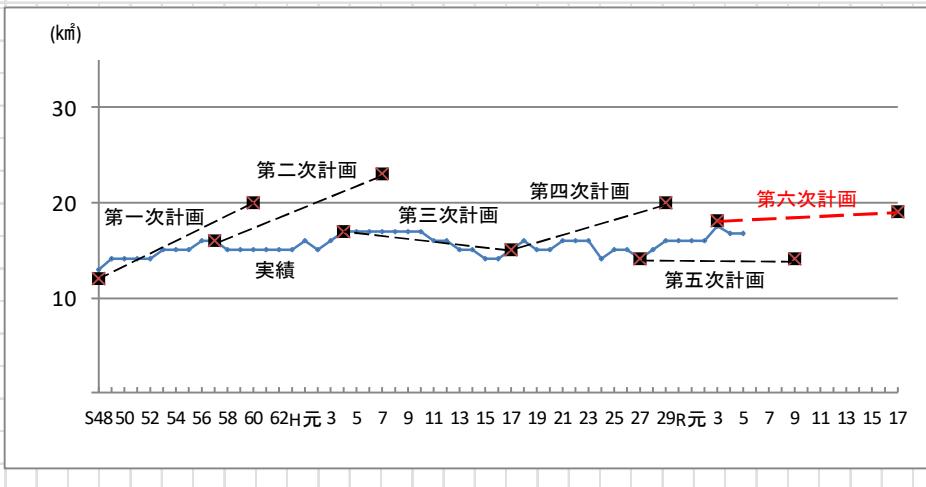
従業員10人以上の事務所の敷地。

工業用地の目標面積(案)	単位 : km ²	
第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	14	14
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	18	19

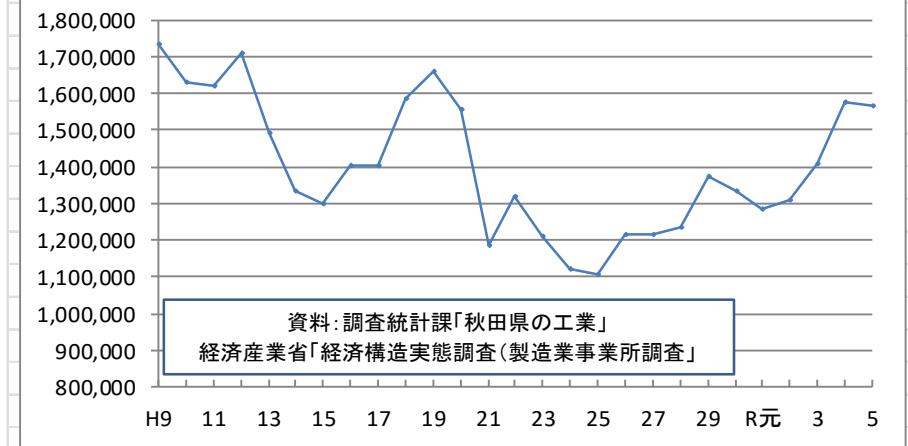
○第六次計画目標値の考え方

工業地については、近年、インターラや港に近い交通利便性に優れた地域を中心に企業誘致が盛んになっている。区画の空きが少なくなってきたことにより拡張が計画されている工業団地もあることから、令和3年から微増の19km²とした。

○工業用地面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



本県の工業出荷額



利用区分別の土地利用の推移と目標 一その他の宅地一

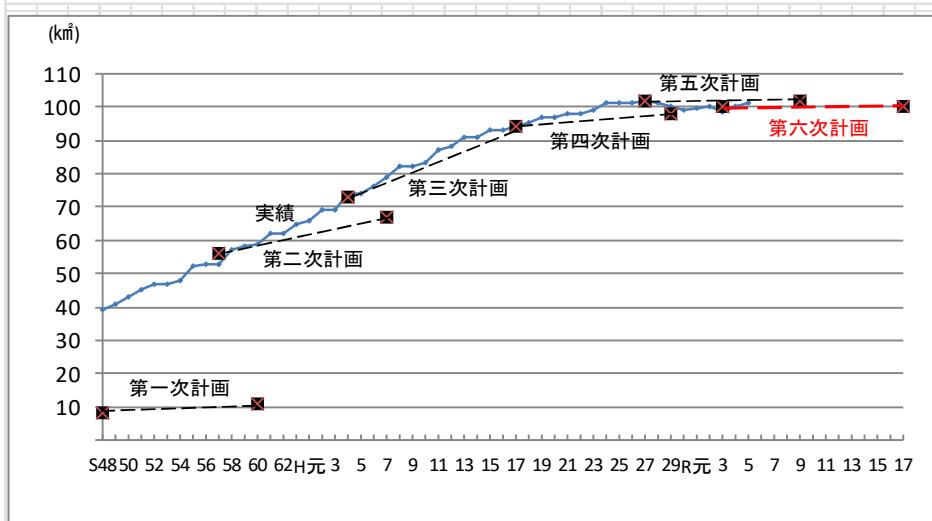
秋田県建設部建設政策課

○その他の宅地の定義及び面積目標	
商業業務用地や官公庁用地等。	
その他の宅地の目標面積(案)	単位 : km ²
第五次計画	平成27年 102
第六次計画(案)	令和3年 100
	平成39年(R9) 102
	令和17年 100

○第六次計画目標値の考え方

その他の宅地は、主として事務所や商業施設等の商業業務用地や公共施設用地などからなるが、その面積はこれまで一貫して増加してきた。しかし、急速に進む人口減少下にあってコンパクトな都市の形成を図る必要があること、また土地利用の効率化、高度化を図る取組を進めていく必要があることから、令和17年のその他の宅地面積を令和3年と同程度の100km²とする。

○その他の宅地面積(実績)の推移と、第五次計画までの目標値及び第六次計画目標値



利用区分別の土地利用の推移と目標 一その他一

秋田県建設部建設政策課

○その他の定義及び面積目標

県土面積から、「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いた面積。

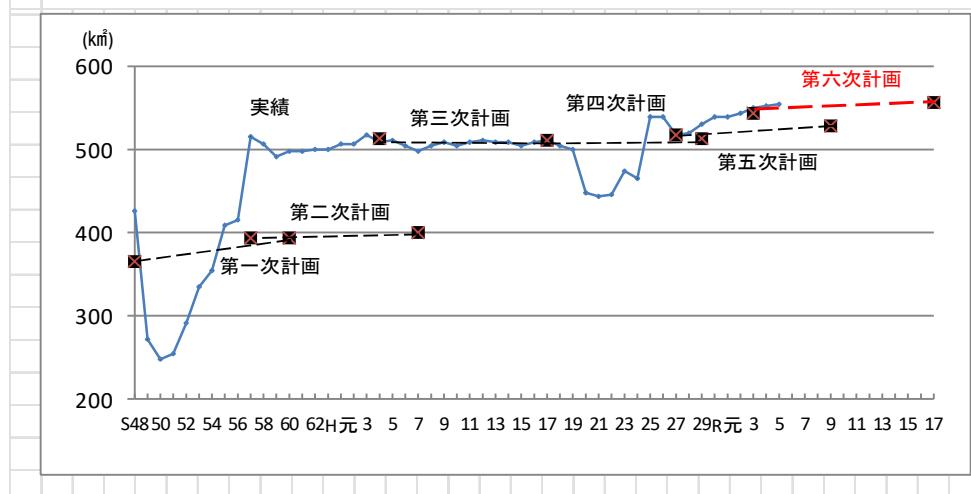
※荒廃農地、公園・緑地、ゴルフ場などが含まれる。

その他の目標面積(案)	単位 : km ²	
第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	519	527
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	544	557

○第六次計画目標値の考え方

その他の土地は、県土面積からこれまでの地目別の面積を差し引いたもので、その面積は増加傾向にある。荒廃農地の増加が主な要因と考えられ、これらの土地をどのように管理し、新たな用途を見出していくかが課題となる。

○その他面積(実績)の推移と、第四次計画までの目標値及び第五次計画目標値



利用区分別の土地利用の推移と目標 一(参考)人口集中地区(市街地)一

秋田県建設部建設政策課

○人口集中地区（市街地）の定義及び面積数値

国勢調査による「人口集中地区」（※）

（※）市町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が4,000人/km²以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域。

人口集中地区（市街地）の面積数値(案) 単位 : km²

第五次計画	平成27年	平成39年(R9)
	87	83
第六次計画(案)	令和3年	令和17年
	84	84

○第六次計画数値の考え方

人口集中地区の面積は、過去、急激に増加してきたが、平成に入ってからその伸び率は鈍化し、近年は横ばいとなっている。人口減少局面では、人口集中地区の面積は減少する傾向となるが、住宅地及びその他宅地の目標値の考え方などから、現況（令和3年）と同程度の84km²と推計した。

○人口集中地区（市街地）の推移と、第五次計画までの数値及び第六次計画数値

